

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 19 日

青森地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 内空閑 英 敏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 3 月 10 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 3 月 17 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 青森地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 4 月 22 日 午前 9 時 50 分 場 所 青森地方裁判所第 2 民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 23 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 3 月 23 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (ただし、入札期間終了前までに、裁判所口座に現実に入金されたものに限る。) (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 19 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 146, 000 916, 800	一括	229, 200	37, 795	0
1	734, 000				
2	412, 000				
			</		



物 件 目 録

- 1 所 在 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字中泉
 地 番 226 番 11
 地 目 宅地
 地 積 404.87 平方メートル

- 2 所 在 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字中泉 226 番地 11
 家屋 番号 226 番 11
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 127.57 平方メートル
 2 階 58.05 平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1 階 約 130.81 平方メートル
 2 階 58.05 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 1月28日

青森地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 内空閑 英 敏

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件債務者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字中泉
 地 番 226 番 11
 地 目 宅地
 地 積 404.87 平方メートル

- 2 所 在 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字中泉 226 番地 11
 家屋 番号 226 番 11
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 127.57 平方メートル
 2 階 58.05 平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1 階 約 130.81 平方メートル
 2 階 58.05 平方メートル



令和 7 年（又）第 36 号
令和 7 年 1 1 月 2 1 日 受理
令和 7 年 1 2 月 17 日 提出
（評価人 久保田 新）

現況調査報告書

青森地方裁判所
金岡 隆（印）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字中泉 |
| | 地 番 | 2 2 6 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 0 4 . 8 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字中泉 2 2 6 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 2 2 6 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 2 7 . 5 7 平方メートル
2 階 5 8 . 0 5 平方メートル |



22

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる (☒ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類 : ☐ 構造 : ☐ 床面積 : 別紙「その他の事項」の ☒ 1 のとおり		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類 : 構造 : 床面積 :		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物位置関係図	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 建物物件1の「種類、構造及び床面積の概略」欄について
 - 主である建物
 - 種 類 :
 - 構 造 :
 - 床 面 積 : 1階 約 130.81 m² (風除室部分増築、増築年:昭和60年ころ)
2階 58.05 m²
- 2 物件2の南西側に物置(以下「工作物1」という。)があるほか、北東側に犬小屋(以下「工作物2」という。)がある(写真番号3, 4参照)。
- 3 物件2の北側のコンクリート部分に融雪装置が設置されていると考えられる(写真番号5参照)。
- 4 本件物件の北側に接面している北津軽郡鶴田町大字鶴田字中泉226番5(以下「226-5」という。)は、北津軽郡鶴田町所有の公衆用道路となっており、評価人久保田新の調査によると226-5は、町道となっているとのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
■ A (債務者)	(令和7年12月11日に聴取した。) 1 本件物件は、私の居宅等として使用しています。 2 本件物件の取得時期等については、公簿記載のとおりだと思います。 3 風除室部分は、新築(昭和58年)して、二、三年後くらいに増築したように記憶しています。 4 物件2内では、ペットとして犬一匹を飼育しています。 5 主である建物の南西側の工作物1は、物置となっていますが、ほとんど使用していません。 6 主である建物の北側のコンクリート部分には、灯油による融雪装置が設置されています。しばらく使用していませんが、壊れてはいないと思っています(写真番号2参照)。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

執 行 官 の 意 見

- 本件については、当職及び評価人久保田新の調査結果並びに関係人の陳述等に照らし、2～4枚目のとおりであるとする。

なお、融雪装置並びに工作物1及び2については、土地との定着状況、その構造及び利用状況等に照らし、融雪装置については物件1の、工作物1及び2については物件2の従物と判断し、本競売の目的物と認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所	調査の方法等
7 年 11 月 25 日 (火) : - :	債務者住所地	現況調査期日等通知書送付
7 年 11 月 25 日 (火) : - :	青森地方法務局	土地建物登記事項証明書等請求、同受領
7 年 11 月 25 日 (火) : - :	北津軽郡鶴田町役場	民事執行法第 57 条第 4 項請求
7 年 11 月 27 日 (木) 11 : 00 - 11 : 25	物件所在地	現地確認、写真撮影、関係人から占有関係等聴取
7 年 12 月 11 日 (木) 9 : 20 - 10 : 30	同上	写真撮影、簡易計測、間取等調査、関係人から占有関係等聴取、評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

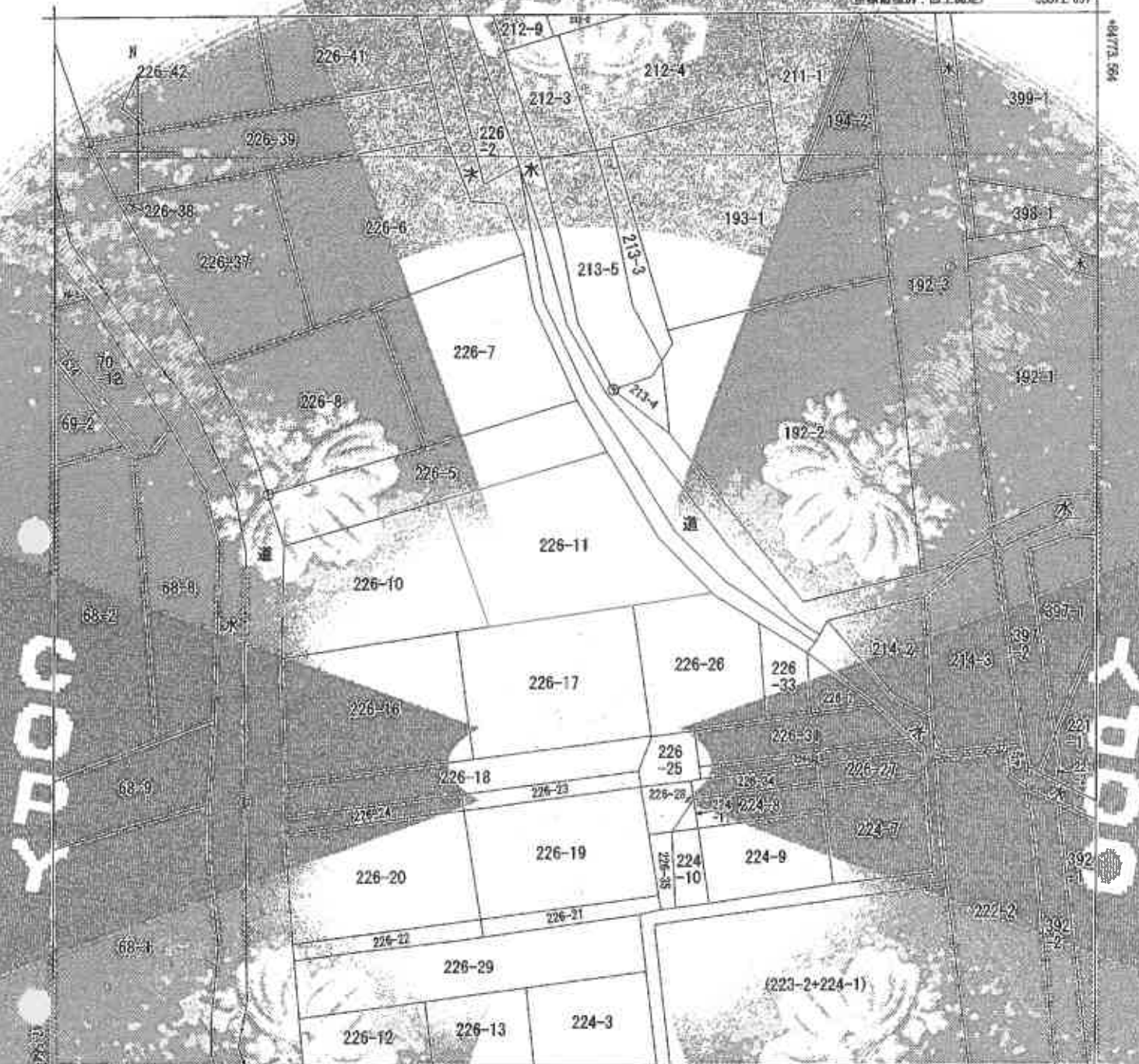
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



-33556.097 (座標値単位：地上測定)
 (注) 国土地院が公表した座標値主データ (tokoku/sr/neyosaki2011.par) による修正がされている。

地番区域見出し
 大字鶴田
 字中家
 大字鶴田
 字相原

請求 番号	所在	北津軽郡鶴田町大字鶴田字中家				地番	226番11			
面積 1/500	標高	精度 区分	用途	座標系 証書記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	他種図
作成 年月日					備考 年月日 (原図)			補記 事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(青森地方裁判所五所川原支部管轄)

令和7年11月25日

青森地方裁判所

登記官

請求番号：7-1

(1/1)

公用

令和7年11月25日

無諸君之是誠也

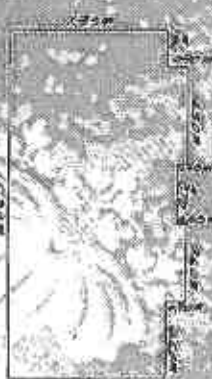
(資料地方法誌記五所川部支所管轄)

이제 「국립중앙도서관법」 제8조 제1항 제1호에 따라

매일 10분 | 1월

各階平面図

此



序號	貼 算 式	保 證 費
1	235×2.00	470.00
2	805×8.00	6440.00
3	200×370	74000.00
4	845×260	220700.00
5	705×360	253800.00
計		187750.00

貳階



床面積	算式	床号
38.63m ²	$\frac{1}{2} \times 10 \times 7.72$	計

【参考文献】

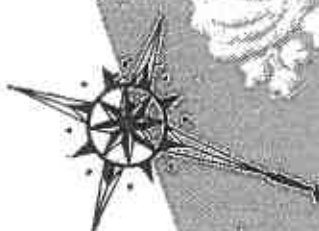
牛胆散

面圖 剖面圖 物建(各)圖

家庭番号 220011

THE CONCEPT

上野毛郡島田町大字島田字中泉226番地1



(2000年)

4/25/0

也請大

1.00	縮尺
------	----

25.58.7.13

COPY

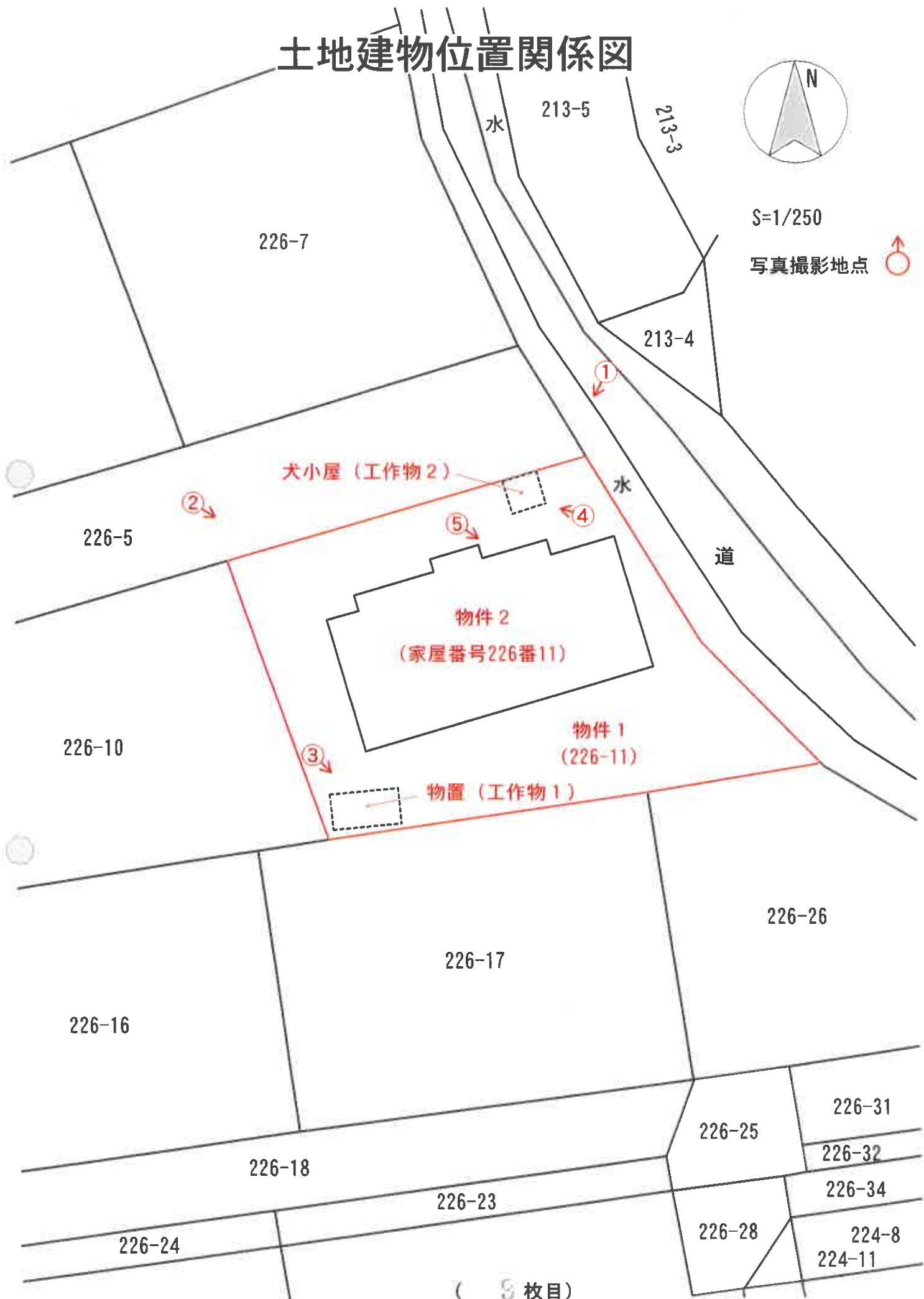
(续前)

土地建物位置関係図



S=1/250

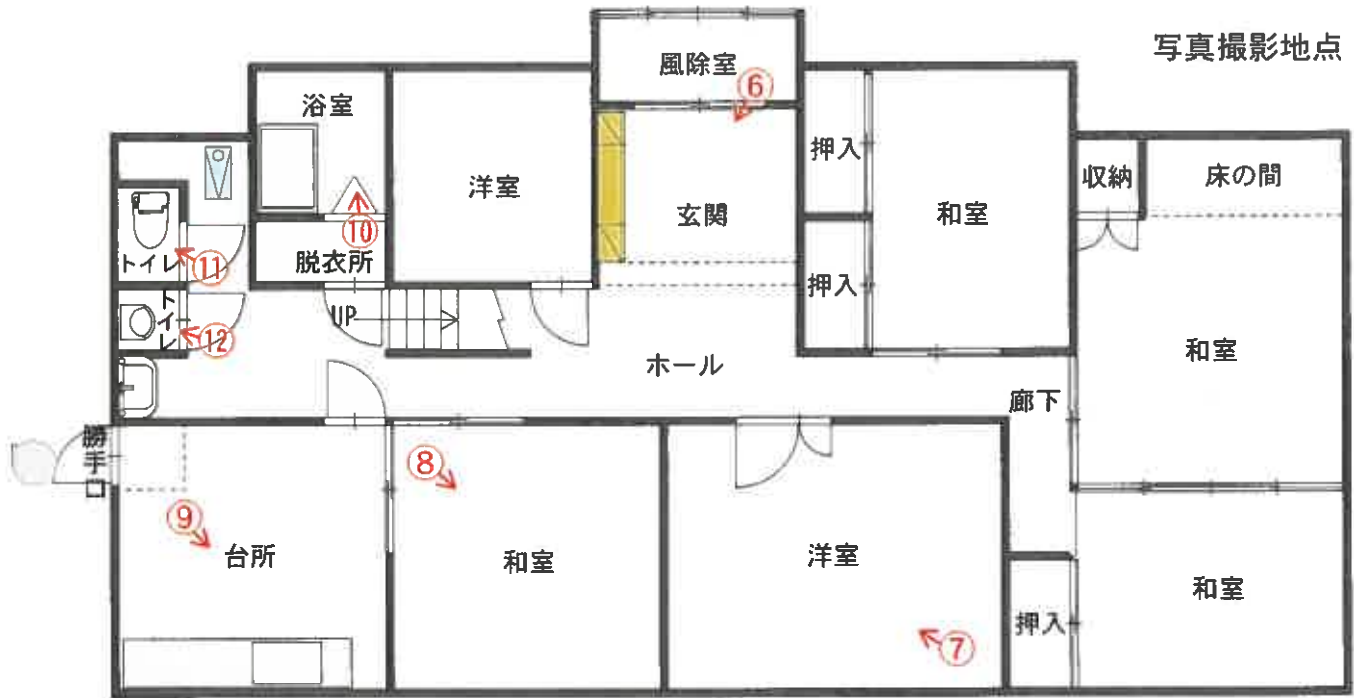
写真撮影地点



間 取 図 (物件 2)

1 階

写真撮影地点 



2 階



写真番号 1



物件 1

物件 2

工作物 2

写真番号 2



工作物 2

物件 2

物件 1

写真番号 3



物件 2

工作物 1

物件 1

写真番号 4



工作物 2

物件 1

写真番号 5



物件 1

融雪装置

物件 2

写真番号 6



物件 2

写真番号 7



物件 2

写真番号 8



物件 2

写真番号 9



物件 2

写真番号 10



物件 2

写真番号 1 1



物件 2

写真番号 1 2



物件 2

写真番号 1 3



物件 2

写真番号 1 4



物件 2

写真番号 15



物件 2

写真番号 16



物件 2

令和 7 年 (又) 第 36 号
令和 7 年 12 月 11 日現地調査
令和 8 年 01 月 05 日評 価

青森地方裁判所 第 2 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

久保田新

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 1, 1 4 6, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 7 3 4, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 4 1 2, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1・2 の各不動産について一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の土地の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在	北津軽郡鶴田町大字鶴田 字中泉	同左
	地 番	2 2 6 番 1 1	同左
	地 目	宅地	同左
	地 積	4 0 4. 8 7 m ²	同左
2	所 在	北津軽郡鶴田町大字鶴田 字中泉 2 2 6 番地 1 1	同左
	家屋番号	2 2 6 番 1 1	同左
	種 類	居宅	同左
	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	同左
	床 面 積	1階 1 2 7. 5 7 m ² 2階 5 8. 0 5 m ²	約 1 3 0. 8 1 m ² 同左

第4 目的物件の位置・環境等

○ 物件1 (土地) の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	J R 五能線「陸奥鶴田」駅の北方・道路距離約800m (附属資料「1 位置図」参照)	
付 近 の 状 況	当該物件を含む地域は、鶴田町中心部近郊、一般住宅、農家住宅の中に事業所、農地も見られる住宅地域。 土地利用状況は、画地規模300～340㎡程度の敷地に戸建住宅が標準的で、将来とも当分は現状のまま推移していくものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 準工業地域 指定 60% 指定 200% なし 特になし
画 地 条 件 (規 模 、 形 状 等)	規 模 形 状 間 口 × 奥 行	404.87㎡ (公簿面積) 台形 約20.5m × 約17.5m
接面道路の状況	北西側で幅員約6.7mの舗装町道と等高に接面する中間画地。(建築基準法第42条第1項第1号道路)	
土 地 の 利 用 状 況 等	土地所有者が所有権に基づき、物件2の敷地として使用占有しているほか、工作物が2棟(物置及び犬小屋)存する。 (附属資料「3 建物配置図」参照)	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 ガ ス 配 管 下 水 道	あり(特記事項参照) なし あり
特 記 事 項	① 鶴田町建設整備課からのヒアリングによると、前面道路に埋設されている上水道の本管は鶴田町所有のものではなく、近隣住民の共有の私設管の可能性があり、そこからさらに宅内に引込みがなされているとのことである。 ② 融雪装置が設置されている(但し、設備の動作確認は行えなかったもので、正常に稼働するか否かは不明)。なお、当該工作物については、土地との定着状況等に照らし、物件1の従物と判断し、本競売の目的物と認定した。 ③ 鶴田町洪水ハザードマップにおいて、洪水浸水想定深0.5～3.0m未満の区域に含まれており、洪水の浸水リスクがある。 ④ 法第14条第1項地図上、北東側に道があるが、現況は隣接地の敷地の一部として利用され、道路としての効用はない。	

○ 物件 2 (建物) の概況及び利用状況等

区 分	主である建物 家屋番号 226番11
建築時期 及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日 (登記記載) 昭和58年6月10日新築 経過年数 約43年 経済的残存耐用年数 約0年
仕 様	構 造 木造 屋 根 亜鉛メッキ鋼板 外 壁 人造石塗り、吹付タイル 外 内 壁 ビニールクロス貼、繊維壁 外 天 井 化粧石膏ボード、敷目張天井 外 床 タタミ、フロアパネル 外 設 備 電気、給排水、衛生 (水洗) 等。但し、設備の動作確認は 行えなかったため、正常に稼働するか否かは不明。 そ の 他 特になし
床面積 (現況)	1階 約130.81㎡ 2階 58.05㎡ 延床面積 約188.86㎡ 増改築 昭和60年頃に風除室部分 (約3.24㎡) が増築されて いる。
現況用途等	階層 2階建 現況用途 居宅 間取り (附属資料「4 建物間取図」参照)
品 等	中位
保守管理の状態	外壁にヒビ、内壁に穴やカビが見られるなどやや劣る。
建物の利用状況	建物所有者及び所有権に基づき、居宅として使用している。
特記事項	① 物件2は、昭和57年9月に建築確認を受けているが、工事完了時の検査済証の交付はなされていない。 ② 室内で犬1匹が飼育されている。 ③ 物件1上にある物置及び犬小屋は基礎がなく移動可能であることから、工作物と認定し、物件2の従物として、本競売目的物と認めた。 ④ 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

なお、土地の従物である融雪装置については、老朽化により経済価値はないと判断した。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	7,420	0.93	404.87	(1-0.50)	1,397,000

〔総額につき千円未満の端数
金額は四捨五入、以下同〕

ア、標準画地価格 (公示価格等からの規準等)

地価公示 鶴田-1					
公示価格	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格	
8,700 円/㎡	98.9	100	100	≒ 7,420 円/㎡	
×	—	×	—		
	100.0	100	116		

項 目	物件1	備 考
基準とする地価公 示または県基準地	地価公示 鶴田-1	
公示価格等	8,700 円/㎡	
価格 (基準) 時点	令和7年1月1日	
◇時点修正	98.9%	公示価格等の価格時点 から評価日までの推定 変動率である。
◇標準化補正	100%	なし
◇地域格差	116%	相乗積による。
街路条件	▲3% (道路の幅員)	格差率については、1%未満 の数値を四捨五入。
環境条件	+20% (居住環境)	

イ、個別的格差率

項 目	物件1	備 考
街路条件	98%	相乗積による。 格差率については、1%未満 の数値を四捨五入。
	(系統連続性▲2%)	
交通接近条件	100%	
環境条件	100%	
行政的条件	100%	
画地条件	95%	
	(形状▲5%)	
個別的格差率	93%	

ウ、地積：登記数量

エ、建付減価：▲50%（建物と敷地との適応の状態等を考慮した。）

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

なお、建物の従物である物置及び犬小屋については、その規模が小さく老朽化していることから、その経済価値はないと判断した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
2	127,000	188.86	0.01	240,000

ウ、現価率

経過年数、経済的残存耐用年数、観察減価及び中古建物の市場性減価、残価率を下表のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を以下のとおり査定した。

物件 番号	経過年数	経済的残存 耐用年数	観察減価及び中古 建物の市場性減価	残価率	現価率
2	43	0	0.70	0.03	0.01

※現価率＝{残価率＋（1－残価率）×（経済的残存耐用年数／（経過年数＋経済的残存耐用年数））}×（1－観察減価率）

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ	土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
1	1,397,000	1.00	0.25 法定地上権	349,000

イ、土地利用権等の及ぶ範囲： 物件 2 の土地利用権等の及ぶ範囲は、物件 1 の全範囲とした。

ウ、土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、土地利用権等割合を本件建付地価格の 25% と判断した。

②内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円) 土地は1①オ 建物は1②エ ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) 2①エ イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ
1	1,397,000	-349,000		(1-0.00)	(1-0.30)	734,000
2	240,000	+349,000	(1-0.00)	(1-0.00)	(1-0.30)	412,000
一括価格 (合計)						1,146,000

ウ、占有減価修正： 特になし

エ、市場性修正： 特になし

オ、競売市場修正： ▲30%

(「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。)

第6 参考価格資料

地価公示価格 (鶴田-1)

所 在 ・ 地 番：北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾68番17

価 格：8,700円/㎡

位 置：JR五能線「陸奥鶴田」駅の北西方750m先に位置

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：193㎡

供給処理施設：上水道、下水道

接 面 街 路：北側幅員約4.5mの舗装町道に接面

用 途 指 定 等：非線引都市計画区域、第1種住居地域

(建蔽率60%、容積率200%)

地 域 の 概 要：一般住宅の中に事務所が見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図(出所：国土地理院「25,000分の1地形図」) 1葉
- 2 法第14条第1項地図写 1葉
- 3 建 物 配 置 図 1葉
- 4 建 物 間 取 図 1葉

以 上

附属資料

1 位置図

令和7年(又)第36号



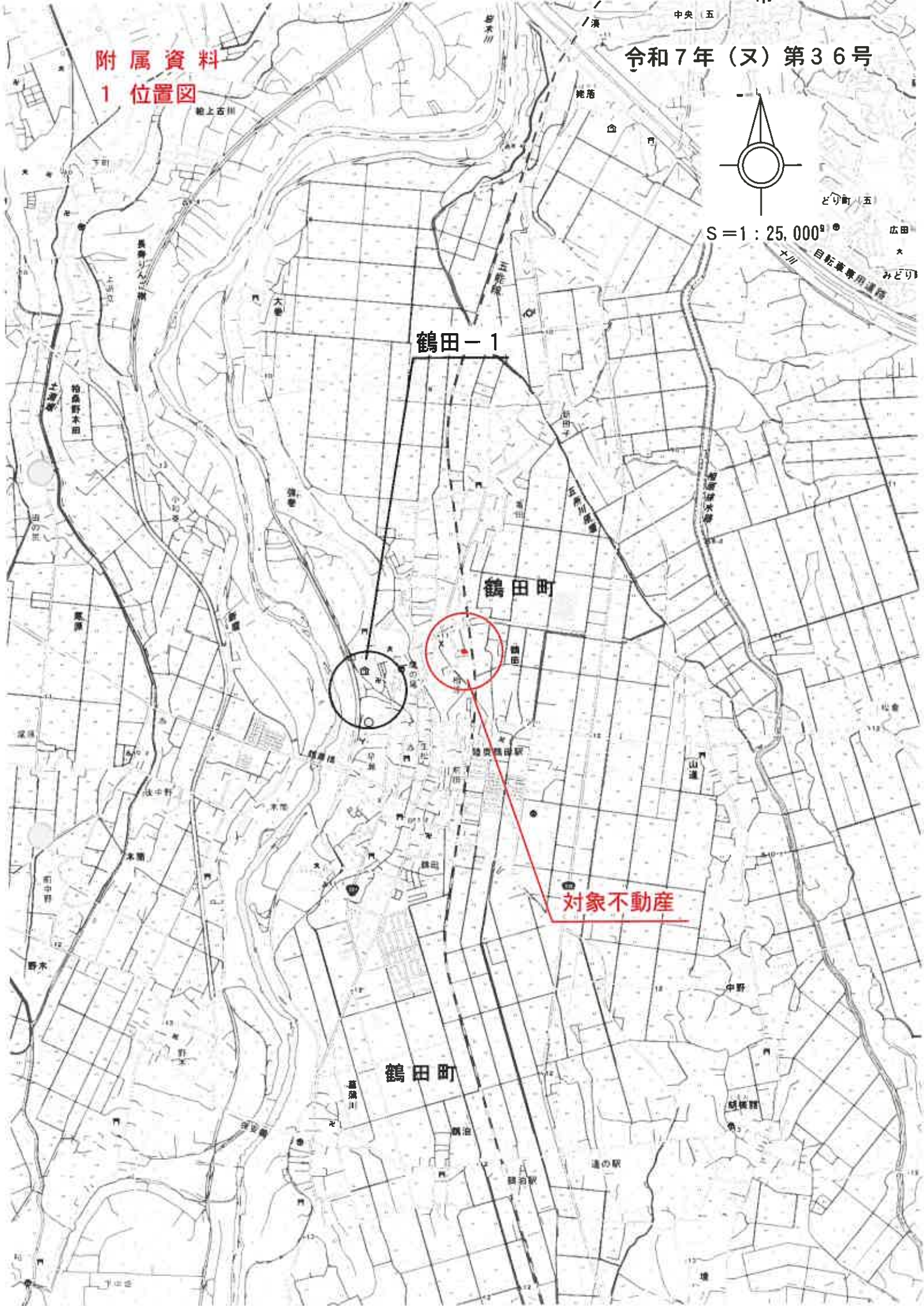
S=1:25,000

鶴田-1

鶴田町

対象不動産

鶴田町



附属資料

令和7年(又)第36号

2 法第14条第1項地図写

所在 北津軽郡鶴田町大字鶴田字中泉



附属資料

3 建物配置図

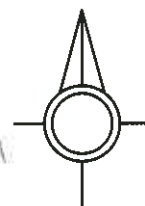
所在 北津軽郡鶴田町大字鶴田字中泉

213-5

令和7年(又)第36号

水

213-3



S=1:250

226-7

犬小屋(工作物)

213-4

水

226-5

道

物件2

226-10

226-11

226-26

226-17

物置(工作物)

226-16

226-25

226-18

226-23

226-34

226-24

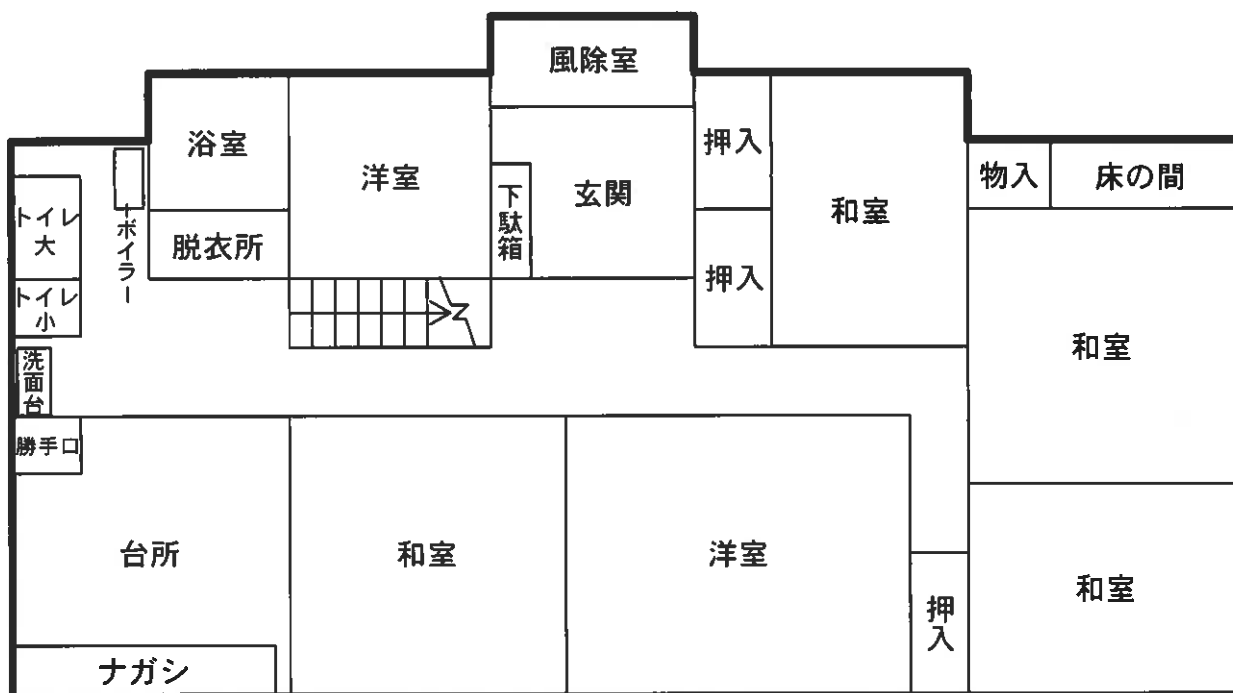
226-28

224-11

224-

物件 2

1階



2階

